

一般社団法人京都府歯科技工士会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人京都府歯科技工士会（以下、「法人」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、歯科技工に関する知識及び技術の進歩発展を図るとともに、歯科技工の質の確保及び向上に係る事業等を推進し、もって歯科医療及び口腔保健等の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歯科医療及び口腔保健等の増進に寄与する調査研究に関する事業
- (2) 歯科技工の知識及び技術の普及啓発に関する事業
- (3) 歯科技工士の教育研修及び徳性の向上に関する事業
- (4) 歯科技工を業とする施設等（以下、「歯科技工所等」という。）における、安全で質の高い構造設備等整備の推進及び品質管理等の向上に関する事業
- (5) 歯科技工所等における労働安全衛生及び運営管理並びに教育機関との連携に関する事業
- (6) 学術論文等への助成・表彰等に関する事業
- (7) 諸外国との学術及び歯科技工研修生等の交流等促進に関する事業
- (8) 歯科技工に係る法律相談及び職業紹介に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の社員を置く。

(1) 正社員

歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）に規定する歯科技工士の免許を有し、この法人の目的及び事業に賛同し、この法人の事業に連携協調する個人。

(2) 法人社員

歯科技工士法（昭和 30 年法律 168 号）に規定する歯科技工を主たる業とし、この法人の事業に連携協調する法人立歯科技工所（「法人事業社員」という）及び個人立歯科技工所（「個人事業社員」という）がこれにあたる。

(3) 名誉社員

社員総会が別に定める規定により選考された歯科医療及び口腔保健等に関し特に功績著しい人物又は学術経験者等で、社員総会において推薦され、理事会で承認されたもの。

- 2 前項の社員のうち、正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより手続きをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、名誉社員を除く社員は、社員になった時及び社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構 成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。
2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長等)

第 15 条 社員総会の議長及び副議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
(1) 社員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の社員を代理人として議決権を行使させることができる。
2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 19 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印する。

第5章 役員

（役員の設置）

第22条 この法人には、次の役員を置く。

- （1）理事 10名以上15名以内
- （2）監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事、2名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第27条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することが出来る。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（役員の報酬等）

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、社員総会が別に定める規程に基づき、その職務の執行に要する諸費用を弁償することができる。

（顧問、相談役及び名誉会長）

第29条 この法人に、任意の機関として、顧問、相談役及び名誉会長を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役（以下、「顧問等」という。）は、次の職務を行う。
 - （１）この法人の運営に助言をすること
 - （２）理事会から諮問された事項について参考意見をのべること
- 3 名誉会長は、会員の範としてこの法人に在り、会長の相談に応じる。
- 4 顧問等の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 5 名誉会長の選任及び解任は、理事会が推薦し、社員総会で決議する。
- 6 顧問等及び名誉会長は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用については第 28 条第 2 項を準用する。

第 6 章 理 事 会

（構 成）

第 30 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権 限）

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- （１）この法人の業務執行の決定
- （２）理事の職務の執行の監督
- （３）会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（開 催）

第 32 条 理事会は、毎事業年度に 3 ヶ月を超えない間隔で 4 回以上開催する。

（招 集）

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、副会長が理事会を招集する。

（議 長）

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長が議長の職務を代行する。

（決 議）

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 36 条 前条の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 24 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

（事業年度）

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）公益目的支出計画実施報告書
- （4）貸借対照表
- （5）損益計算書（正味財産増減計算書）
- （6）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

- 第46条 この法人の事業を推進するため必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会において選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

- 第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長（専務理事がこれにあたる）及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局の組織及び運営に関しての必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 補則

(委任)

- 第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 第1条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 第2条 この法人の最初の理事を、以下のとおりとする。

会 長	小川 博和			
副会長	高橋 祥高	松原 護		
専務理事	岡田 尚士			
理 事	草木 茂	中井 藤雄	中村 広太郎	野々口 昭
	長谷川 聡	吉岡 裕記	村田 耕大	
監 事	坂之下 公雄	田中 康宏		

第3条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行なったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成26年6月2日

当法人の定款に相違ない。

一般社団法人京都府歯科技工士会

代表理事 小川 博和

印

(内容変更)

令和元年 5 月 26 日 13 時に開催した第 5 回定時社員総会における承認を受け、下記について内容を変更する。

第 4 章 社員総会（開 催）第 1 3 条

社員総会は、定時社員総会として毎年度 **6 月**に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第 5 章 役 員 （役員の設置） 第 2 2 条の 2

理事のうち 1 名を会長とし、2 名以内を副会長、1 名を専務理事、**2 名**を常務理事とすることができる。

以上